

- **申告期間** 2月18日(月)～3月15日(金)(土・日・祝日除く)
- **受付会場** 役場 3階 301・302会議室
- **受付時間** 午前の部：午前8時30分～11時(相談開始：午前9時から)  
午後の部：午前11時～午後4時(相談開始：午後1時から)



## 農業所得のある人

農業所得は、営業所得などと同様に収支計算が必要です。収支計算とは、その年の1月から12月までの1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算する方法です。

あらかじめ収入や経費を科目ごとにまとめ、収支内訳書(農業所得用)を作成してください。

※確定申告書とともに提出する書類は、収支内訳書だけです。

※昨年度(平成29年分)から、前年に日野町役場で申告相談を受けた方について、税務署から送付されていたプレプリントの送付が廃止され、お知らせハガキの送付となりました。

この変更により、昨年は事業所得を有し確定申告をされた方について、町から収支内訳書の送付を行いました。今年度分からは送付を行いませんので日野町や国税庁のホームページより収支内訳書入手し作成いただきますようお願いいたします。

## 医療費控除について

本人または本人と生計同一にある家族が治療を受け、一定額以上※の医療費(医療を伴う介護サービスにかかる自己負担を含む)を支払ったときは、医療費控除(上限200万円)を受けることができます。

※一定額以上とは…

- 総所得金額等が200万円以上の人
  - ・ 医療費の合計が10万円を超えた場合  
(1年間に支払った医療費の合計額) - (保険金などで補てんされる金額(注)) - 10万円
- 総所得金額等が200万円未満の人
  - ・ 医療費の合計が「総所得金額等×5%」を超えた場合  
(1年間に支払った医療費の合計額) - (保険金などで補てんされる金額(注)) - 総所得金額等の5%

(注) 生命保険契約などで支給される入院費給付金、健康保険などで支給される療養費・家族療養費・出産育児一時金など

## 公的年金等を受給されている方

昨年中の公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税の確定申告を行う必要がありません。

なお、各種控除を受けて所得税の還付を受けるための確定申告書は提出することができます。

ただし、公的年金等以外の所得金額が20万円以下で、所得税の確定申告が不要であっても、医療費控除などの各種控除を受けるためには町民税の申告を行う必要があります。

## 確定申告を提出する前にご確認ください

次のいずれかに該当する人は、確定申告書(第二表)の「住民税・事業税に関する事項」に必ず記入してください。

- ・ 16歳未満の方を扶養する人
- ・ 寄附金控除を受ける人
- ・ 配当所得や株式譲渡所得があり、住民税額を源泉徴収されている人
- ・ 同一生計配偶者に該当する人

### 税務署から「確定申告のお知らせがき」が送付された方は、申告にご持参ください

お知らせがきには、振替納税先や予定納税額等が記載されており、確定申告相談に必要となりますので、大切に保管してください。

なお、紛失されますと再発行ができませんので、内容について、近江八幡税務署に閲覧申請をしていただくこととなるため、ご注意ください。



## 近江八幡税務署からのお知らせ

近江八幡税務署では、2月18日(月)から申告会場を開設し、確定申告に関する相談を行います。申告相談の受付は16時まで(混雑状況により早めに終了する場合があります)です。また還付申告については、1月4日(金)から提出していただけます。

## パソコン等で申告書が作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、金額などの項目を入力すると税額などが自動計算され、申告書を作成することができます。作成したデータは、印刷して税務署へ郵送で提出することができるため、税務署などへ出向く必要がなくなります。

# 所得税の確定申告および町・県民税の 申告はお早めに

平成31年度町・県民税の申告と平成30年分所得税の確定申告が2月18日(月)から始まります。期間中は大変混み合いますので、今から必要書類を準備し、早めに手続きをお願いします。

**申告に必要なもの 必要書類がないと受付することができない場合があります。ご確認ください。**

共 通	印かん(朱肉を必要とするもの) ☆所得税の振替納税を初めて利用される場合は金融機関届出印
	マイナンバーと本人が確認できる書類 (マイナンバーカードまたは通知カード、および免許証・パスポート・在留カードなど) ※役場での相談時には、コピーの添付は不要です。
還付申告の方	預金通帳など申告者本人の金融機関の口座がわかるもの
給与または 年金収入のある方	源泉徴収票 ※コピー不可 ☆国民年金や厚生年金等の老齢年金受給者には「公的年金等の源泉徴収票」が1月下旬ごろに日本年金機構等から送付されます。 なお、遺族年金、障害年金は課税対象ではないので源泉徴収票の送付はありません。
営業、農業、 不動産所得のある人	収支内訳書 ※作成されていない場合は、確定申告相談の受付ができません。 ☆農業所得を申告される場合も収支内訳書(農業所得用)が必要です。 ・1月から1年間の農産物に関する収入金額から必要経費を差し引いて所得を計算します。 ・収支内訳書の用紙は税務署や税務課で配布、または国税庁ホームページにも掲載されています。 ※確定申告とともに提出する書類は、収支内訳書だけです。
社会保険料の 支払いがある方	社会保険料納付済確認書 【国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料等】 ☆国民年金保険料は、日本年金機構から送付された控除証明書。
生命保険・地震保険料 の支払いがある方	生命保険料・地震保険料の控除証明書
障害者控除を受ける方	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
要介護認定該当者で 障害者控除を受ける方	障害者控除対象者認定書 ☆介護保険法による要介護認定を受け、一定の要件を満たす場合は、障害者や特別障害者の控除を受けることができます。認定書の交付申請の手続きについては、長寿福祉課(☎0748-52-6501)へお問い合わせください。
医療費控除を受ける方	医療費の明細書(役場で相談される場合は、必ず領収書を持参してください) ・事前に領収書を受診者、医療機関ごとに集計し、医療費の明細書を作成してください。作成されていない場合は、確定申告相談の受付ができません。 ・明細書の用紙は税務署や役場税務課で配布しています。
寄附金控除を受ける方	寄附金控除証明書もしくは寄附金受領証明書
住宅借入金等特別控除 を受ける方	住宅借入等特別控除関係書類 ・初めて控除を受けられる方は、借入金等年末残高等証明書、敷地・家屋の登記事項証明書、住民票の写し、敷地・家屋の売買契約書等の写しなどが必要となります。
海外在住の被扶養者 がいる方	送金関係書類および親族関係書類 ☆海外に在住の親族を扶養とされる場合には、各個人への送金関係書類の確認をします。送金が確認できない場合には、扶養控除の適用はできません。

上記以外に所得や経費がある方は、その証明書類もお持ちください。